

## 校長及び教員としての資質の向上に関する指標【第2版】(改訂版)

令和6年4月  
福島県教育委員会

東日本大震災以降、本県の教員は、日々子どもたちと真剣に向き合い教育実践に取り組んできました。対話と協働を通して課題解決を目指す探究学習などの多様性を力に変える教育によって、子どもたちの中に、果敢に挑戦する心や粘り強さ、他者との違いを認め、助け合う精神が育まれています。「福島ならでは」の教育は、全国的にも誇るべきものです。

令和4年度からスタートした第7次福島県総合教育計画で掲げた「自分の人生を切り拓くたくましさを持ち、多様な個性をいかし、対話と協働を通して、社会や地域を創造することができる人」を育てていくために、全ての教員が、立場や役割は異なっても「チーム福島」の一員として、変化を恐れず挑戦する心を持ち、自らの長所や個性の伸長を図り、子どもに伴走しながら、継続的に学び続けることができるよう、この指標を策定しました。

令和5年度からは学校管理職との対話に基づく受講奨励の制度が始まりました。子どもたちの学びの姿と教師の学びの姿は相似形です。主体的・対話的で深い学びの実現は、子どもたちの学びのみならず、教師の学びにも求められています。本指標を、自ら学び続ける際の羅針盤として活用されることを期待いたします。

### 福島県が育成を目指す教員像

急激な社会の変化の中で、「自分の人生を切り拓くたくましさを持ち、多様な個性をいかし、対話と協働を通して、社会や地域を創造することができる児童生徒」を育成するために、学びの変革<sup>\*1</sup>を実現し、

- 「福島らしさ」<sup>\*2</sup>をいかした多様性を力に変える教育と、福島で学び福島に誇りを持つことができる「福島を生きる」教育（以下「福島ならでは」の教育という。）を実践する教員
- 高い倫理観と教育に対する情熱・使命感を持ち、児童生徒に伴走しながら学び続ける教員
- 心身共に健康で、自らの強みや指導力をいかし、チームとして多様化・複雑化する教育ニーズに対応する教員

(第7次福島県総合教育計画より)

\*1 学びの変革とは

- 全ての子どもに必要な力を育成するため、一方通行の画一的な授業から、個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学びへと変革すること

\*2 「福島らしさ」とは

- 「はま・なか・あいづ」に代表される広い県土だからこそその多様性、それぞれの地域の文化と歴史、豊かな自然環境といった独自性
- 人と人との触れ合いや支え合いの精神など、人々の温かさや絆が息づいている県民性
- 東日本大震災及び原子力災害によって他の地域よりも複雑で多くの課題を抱える中で、地域等の人々が手を取り合って果敢に挑戦を続けていること

### 指標の対象

- 本県公立学校の校長（園長を含む。以下同じ。）、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、学校栄養職員、栄養教諭、保育教諭  
教育公務員特例法第2条に定める「校長」「教員」に加え、学校栄養職員が対象（任用の期限を付されて採用されている方は除く）。

### 指標の趣旨

- 養成、採用、研修を通じた学び続ける教員を支えるための目安として作成しています。
- 校長及び教員の資質向上のため、高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質について、教職生活全体を俯瞰的に捉え明確にしています。
- 画一的な教員像を求めるものではなく、校長及び教員に求められる基礎的、基本的な資質を身に付け、長所や個性の伸長を図るためのものです。

教員

研修を通じて自らの資質向上を図る際の目安

職責、経験、長所や個性に応じてより高度な段階を目指すための手掛かり

教委

指標を踏まえた研修計画の作成による校長及び教員の計画的・効果的な資質向上

本県教員を目指す者が身に付けるべき資質を示すことにより優秀な教員を採用

大学

指標に示す着任時の姿を目指して教員を養成

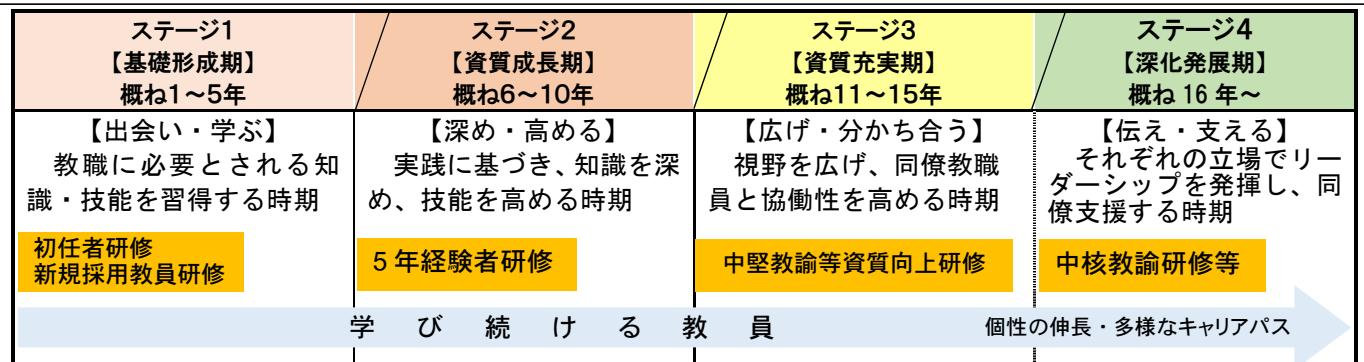
教職大学院等における教員の資質向上のための指針

## 指標の特徴

- 横軸に、教員としての成長過程を示した4つのステージをおき、ステージごとに身に付けるべき資質を示しています。
- 横軸に、「福島県が求める着任時の姿」を加え、養成、採用、研修を通じた成長過程を意識したものとしています。
- 縦軸は、「I 教員としての素養」、「II 学びの創造」、「III 児童生徒の理解と指導」、「IV 教職員の協働と学校づくり」、「V ICT の活用」の5つの領域をおき、更に14項目に区分することにより、分野ごとに身に付けるべき資質が分かるようにしています。
- 「福島県が育成を目指す教員像」、東日本大震災及び原子力災害の経験を踏まえた「福島らしさ」を示すとともに、それらの内容を本指標に反映させています。
- 養護教諭、学校栄養職員・栄養教諭については、「II 学びの創造」を「II 専門領域」として別に定めています。また、「V ICT の活用」を別に定めています。
- 校長・副校長については、身に付けるべき資質を5つの領域に分けて別に定めています。

## ステージ

- 各ステージの概ねの経験年数の始年は、本県の基本研修の受講年となっており、研修を通じて自己の取組を省察しながら、資質を高めるための見通しを持てるようにしています。
- 各ステージの概ねの経験年数は目安であり、それぞれの教員の個性や多様なキャリアパスをいかして、継続的に資質の向上を図ることが求められています。



## 領域

領域		内容
I	教員としての素養	教育公務員としてその職責を遂行するための資質に関わること。 「福島ならでは」の教育を理解し、絶えず研究と修養に努め、自己の取組を省察しながら資質を高めるために学び続ける力が求められています。
II	学びの創造	学びの構想や授業づくりに必要な資質に関わること。 「社会に開かれた教育課程」に基づき、主体的・対話的で深い学びを通して児童生徒の資質・能力を高める力が求められています。
III	児童生徒の理解と指導	児童生徒の理解や多様な教育的ニーズへの対応に必要な資質に関わること。 特別な支援を必要とする児童生徒への対応を含め、多様な児童生徒を誰一人取り残さず健やかな学びを保障する力が求められています。
IV	教職員の協働と学校づくり	学校運営や同僚性の向上に必要な資質に関わること。 社会と連携・協力しながら、「チームとしての学校」を実現する力が求められています。
V	ICT の活用	ICT を活用し、授業や校務等の改善や児童生徒の情報活用能力の育成に必要な資質に関わること。 ICT や情報・教育データを効果的に活用し、「学びの変革」を実現する力が求められています。

## 校長及び教員としての資質の向上に関する指標【第2版】(改訂版)

令和6年4月 福島県教育委員会

領域	ステージ 項目	福島県が求める 着任時の姿	ステージ1 【基礎形成期】 概ね1~5年	ステージ2 【資質成長期】 概ね6~10年	ステージ3 【資質充実期】 概ね11~15年	ステージ4 【深化発展期】 概ね16年~
			初任者研修 新規採用教員研修	5年経験者研修	中堅教諭等資質向上研修	中核教諭研修等
I 教員としての素養	1 使命感・情熱・向上心	教員の役割を自覚し、教職への情熱を持つとともに、児童生徒の人権を尊重し、愛情を持って接することができる。	教員に求められる基本的な知識・技能を身に付け、意欲的かつ確実に職務を遂行している。	自己の教育実践の省察により専門性を高める努力をし、主体的に職務を遂行している。	中堅教員として学校全体を幅広く見通し、協働して職務を遂行している。	教育の質の向上や現代的な諸課題の解決に向け、学校の中核としての役割を自覚し職務を遂行している。
	2 幅広い教養や社会性・確固たる倫理観	教育に関する法令を理解するとともに、一般的な教養や社会性を身に付けている。	広く社会に目を向け、幅広い教養を持ち、変化に対応できる力やより良い人間関係を築くための力を身に付けている。 教育公務員として高い倫理観を持ち、法令・服務規律を遵守している。		社会の変化を敏感に捉え、対話と協働を通して柔軟に対応する力を身に付けている。 他の教職員の模範となる良識ある言動ができ、学校全体の法令・服務規律に対する意識を高めている。	
	3 本県の教育課題への理解と対応	東日本大震災及び原子力災害からの復興・創生を目指す本県の教育課題を理解しようとしている。	震災の事実や教訓を継承・発信する教育活動や、地域の特色を踏まえた教育活動に取り組んでいる。	本県の施策を踏まえ、多様な教育資源を活用し、教育課題解決に向けた探究的な教育活動に取り組んでいる。	本県の教育課題への多面的な理解に基づき、探究的・協働的に課題解決に取り組む教育活動を推進している。	本県の教育課題の解決につながる教育課程の編成、実施、改善を組織的・計画的に推進している。
II 学びの創造	4 学びの構想と広がり	学習指導要領に基づき、「生きる力」を育むための学びの在り方について理解している。	目指す資質・能力を意識し、学びを社会につなげ、新たな学びへの意欲を引き出す単元や授業を構想している。	学びを自己実現やより良い社会づくりにつなげる単元や授業を、教科等横断的な視点や学びの連続性の視点から構想している。	学校内外の資源を活用し、特色ある教育活動を効果的に実施するためのマネジメントに取り組んでいる。	家庭や地域との連携・協働による特色ある教育課程の編成、実施、改善を組織的・計画的に推進している。
	5 授業等の実践と評価・改善	教科等の特質に応じた資質・能力、見方・考え方を理解し、授業づくりの基本的な知識を身に付け、技能を習得しようとしている。	指導方法やICTを含む教材・教具の活用を工夫し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組んでいる。  適切な観点別評価と個人内評価により、指導と評価の一體化を図り、児童生徒の学習状況の把握と指導の改善にいかしている。	見方・考え方を働きかせた学びの過程を充実させるとともに、ICTを含む教材・教具を効果的に活用し、学びの変革の実現を図っている。  学習の過程及び成果について評価の場面や方法を工夫し、指導の改善や児童生徒の学習意欲の向上につなげている。	実践や研修会等で得たICTの有効活用を始めとした新たな知見を校内外で発信・共有し、教員同士の学び合いによる学びの変革を推進している。  学習状況の評価を基に、組織的な授業改善や、自立した学習者の育成に向けた教育課程の改善を推進している。	ICTの有効活用を始めとした新たな知見を統合し、学びの変革を意識した研究・実践を推進する組織体制の構築に努めている。  評価の妥当性、信頼性を高め、次の学年や異校種に適切に接続するための組織的・計画的な取組を推進している。
	幼稚園等	指導計画の作成	幼稚園教育要領等に基づき、幼稚園教育に関する基本や幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について概ね理解している。	幼稚教育における遊びを通した指導の重要性を踏まえ、発達を意識し、具体的なねらいや内容を設定した指導計画を作成している。	発達を理解し、実態や遊びの展開の見通しによる具体的なねらいや内容、環境構成等を設定した指導計画を作成している。	幼児の長期の発達過程を見通し、幼児の姿に直結した具体的な短期の指導計画を手順や形式等を工夫して作成するとともに、同僚に助言している。
		保育実践	指導計画に基づく環境構成や個に応じた援助の大切さを理解し、幼児に進んで関わろうとしている。	ねらいや内容を踏まえ、保育者の役割を意識しながら、幼児の活動に寄り添って援助している。	環境を通して行う教育・保育の意義や特質を理解し、計画的に環境を構成し、保育者の役割を果たそうとしている。	幼児期にふさわしい生活の展開や遊びを通しての総合的な指導、一人一人の特性に応じた指導を重視して保育している。
		評価・改善	計画に基づいた保育実践を記録から振り返ることの重要性について理解している。	遊びの様子を具体的に記録し、記録を他の保育者と共有しながら振り返っている。	評価を基に、幼児理解を深めながら、他の保育者と多角的に指導を振り返り、指導計画を改善している。	幼児理解と指導改善の両面から評価し、幼児の遊びを通した学びの姿を園内外で共有し理解を深める役割を担っている。
III 児童生徒の理解と指導	6 児童生徒理解	児童生徒の発達段階の特性を理解し、個性や人格を尊重する態度を身に付けている。	教育相談の知識・技能を身に付け、児童生徒を共感的に理解し、信頼関係を構築している。	児童生徒の多面的・総合的な理解により、児童生徒の自己肯定感や自己有用感の向上につなげている。	情報の共有により、組織的に児童生徒理解を深め、一人一人の個性の伸長や自己実現を図っている。	児童生徒の特性を踏まえ、キャリア形成や自己実現につなげる組織的な取組を推進している。
	7 社会性の伸長と協働する力の育成	社会性や協働する力を育む上で、学校が果たす役割の重要性について理解している。	多様性を尊重したより良い人間関係を主体的に築く集団づくりに取り組んでいる。	他者と協働することにより、主体的に課題を見出し、解決していく集団づくりに取り組んでいる。	生徒指導の機能をいかし、社会性や自己有用感を育む協働的な活動を推進している。	生徒指導の機能をいかした諸活動の企画・運営や全体計画作成に積極的に関わっている。
	8 個に応じた対応	いじめや不登校など生徒指導上の諸課題について、その背景を踏まえた組織的な対応が重要であることを理解している。	日常的な関わりから問題行動や多様な教育的ニーズの早期把握に努め、管理職の指導を得ながら適切に対応している。	校内組織や関係機関と連携し、問題行動の背景や多様な教育的ニーズを踏まえた効果的な支援につなげている。	問題行動の未然防止、多様な教育的ニーズに応じた組織的な取組を推進し、生徒指導の充実を図っている。	専門スタッフや関係機関との連携による問題行動や多様な教育的ニーズに応じたチーム体制の構築に努めている。
	9 特別な支援を必要とする児童生徒への対応	特別支援教育施策等の動向や、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の指導・支援の在り方について概ね理解している。	児童生徒の実態を把握し、一人一人の教育的ニーズを踏まえた授業づくりを行う等、きめ細かな指導・支援をしている。	個別の教育支援計画及び個別の指導計画を効果的に活用して、指導・支援の工夫・改善をしている。	特別支援教育コーディネーターや保護者及び地域、関係機関と連携し、個々の課題を解決するために、指導・支援の充実を図っている。	管理職の指導・助言の下、保護者や地域、関係機関と連携し、役割を明確にした校内支援体制の構築に主体的に関わっている。
IV 教職員の協働と学校づくり	10 同僚性の構築	適切なコミュニケーションを図りながら、集団の中で協働して行動することができる。	同僚と協働しながら職務を遂行し、周囲に指導・支援を求めるながら課題の解決に努めている。	同僚の立場や考え方を柔軟に受け止め、考えを伝え合うことを通して学びを深めている。	学校や個々の課題を組織で共有し、学び合いにより若手教員を支援しながら協働的に解決する職場づくりに努めている。	個々の教員の専門性や特性をいかしながら学校全体で若手教員を育成するOJT、OJLの取組を推進している。
	11 学校組織の運営	集団における役割を理解し、集団の一員としての自覚を持ち行動することができる。	各校務分掌の意義や役割を理解し、組織の一員として主導的に職務を遂行している。	関係職員との連携により効率的・効果的に職務を遂行し、課題意識を持って評価・改善につなげている。	学校内外の資源を活用した効率的・効果的な教育活動を推進し、課題の解決や特色ある学校運営につなげている。	業務の効率化を踏まえ、学校の諸計画・諸活動を評価・改善する体制を整備し、若手教員を育成しながら組織の活性化を図っている。
	12 学校と家庭・地域との連携	教育活動が、学校、家庭、地域の連携の下に成り立っていることを理解している。	家庭や地域の関係者と良好な関係を築き、協力を得ながら教育活動に取り組んでいる。	保護者や地域と協力し、地域の教育資源や学習環境を活用した教育活動に積極的に取り組んでいる。	学校や家庭、地域の課題解決を図る連携・協働の取組を推進し、それぞれの教育機能の向上を図っている。	学校・家庭・地域が連携・協働するためのコーディネートや体制整備に努めている。
	13 学校安全への対応	児童生徒の安全の確保が全ての教育活動の基盤であることを理解している。	地域の特色や児童の実態を理解し、各教科等における安全教育や日常的な安全指導を確実に実施している。  学校安全計画や危機管理マニュアルの内容を理解し、適切に安全管理を行っている。	児童生徒の当事者意識を高める実践的な安全教育により、命を守るために主体的に判断・行動できる力を育成している。  危機的場面の具体的な想定により安全管理への課題意識を高め、対応の工夫・改善を取り組んでいる。	家庭や地域と連携した事故防止の取組や、地域の災害リスクに応じた教科等横断的な安全教育を推進している。  安全教育や危機管理に関する実践的な研修を企画・運営する等、危機的場面での組織的対応能力の向上を図っている。	実践的な安全教育が組織的・計画的に推進されるよう評価・改善に努め、安全教育の充実を図っている。  自校の安全対策の評価を踏まえ、学校安全計画及び危機管理マニュアルの改善や周知徹底を図っている。
V のICT の活用	14 ICTの効果的な活用	ICTや情報・教育データの活用の意義を理解し、授業や校務等で必要なICTや情報・教育データに関する基本的な知識・技能を習得しようとしている。	ICTや情報・教育データを効果的に活用し、「個別最適化された学び」、「協働的な学び」及び「探究的な学び」の実現を図っている。  児童生徒にICTを適切に活用させ、情報活用能力及び情報モラルの育成につなげている。  校務等でICTや情報・教育データを効果的に活用し、業務の効率化を図っている。			

\* 「4 学びの構想と広がり」は、「12 学校と家庭・地域との連携」を土壤として実施するものであることに留意する。

## 校長・副校長

領域	身に付けるべき資質
1 ビジョンと実行力	○ 第7次福島県総合教育計画の理念に則り、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた教育ビジョンを作成し、教職員や保護者、地域等と目標や取組の方向性の共有を図っている。 ○ 教育目標の達成に向け、適切に課題を見出し、課題の解決に向けた取組を組織的、計画的に行っている。
2 マネジメント力	○ 多様な専門性を持った教職員を有機的に結び付け、保護者や地域等との連携による学校内外の協働の文化を創り出している。 ○ 人事評価や学校評価等を有効に活用し適切な人材配置や労働安全衛生管理等に努める等、組織の活性化に向けた総合的なマネジメントに取り組んでいる。
3 リーダーシップ	○ リーダーシップを発揮し、複雑化・多様化した課題を抱える学校を牽引し、学校の教育力を向上させている。 ○ 危機管理への対処について教職員と共有を図り、関係機関等と連携を深めることにより危機管理体制の整備を行い、平素から危機管理意識を持った安全対策を講じている。
4 育成と服務管理	○ 研修や人事評価等を通して教職員に対し指導助言を行うとともに、教職員が探究心を持ち自ら学び続ける力を持つための支援を行う等、教職員の資質向上に努めている。 ○ 教職員に高い服務倫理意識を定着させるとともに、風通しの良い職場づくりを推進し、教職員の心身の充実に努めている。
5 ICTの活用	○ 「個別最適化された学び」、「協働的な学び」及び「探究的な学び」の実現につながる、ICTや情報・教育データの活用が組織的に行われるよう、校内研修の実施やリーダーとなる教員の育成など、体制の整備を図っている。 ○ 校務等でICTや情報・教育データを効果的に活用し、業務の効率化を図っている。

## 養護教諭

領域	ステージ 項目	福島県が求める 着任時の姿	ステージ1【基礎形成期】 概ね1~5年	ステージ2【資質成長期】 概ね6~10年	ステージ3【資質充実期】 概ね11~15年	ステージ4【深化発展期】 概ね16年~
専門領域	1 保健管理	学校保健安全法に基づき、児童生徒の健康に関する実態把握や基本的な保健管理の方法について理解している。	児童生徒の発達段階に応じてみられる心身の疾病等について理解し、適切な保健管理を実施している。	保健情報の収集と活用に努め、個人や集団の健康状態や特性に応じた保健管理を評価・改善しながら効果的に進めている。	保健情報を総合的に評価し、教職員や関係機関と連携した組織的な保健管理を推進し、健康課題の解決につなげている。	保健情報の効果的な活用や関係機関との連携に基づいた保健管理の体制整備に積極的に関わっている。
	2 保健教育	保健教育における養護教諭の役割と基本的な指導方法について、学習指導要領等を踏まえ理解している。	国及び県の施策等を理解し、それを活用しながら学級担任等と連携して専門性をいかした保健教育を実施している。	児童生徒の実態や特性に応じた保健教育を計画的に実施し、評価・改善しながら効果的に推進している。	家庭や地域、専門機関等との連携におけるコーディネーター的役割を担い、組織的に保健教育を推進している。	地域の健康課題解決に向け、近隣学校や地域と連携した保健教育を推進し、地域全体での保健教育の充実を図っている。
	3 健康相談	学校保健安全法に基づき、健康相談の位置付けや、健康課題に対する基本的な支援の方法について理解している。	健康相談の基本的なプロセスに基づき、心身の発達段階や現代的な健康課題を踏まえた健康相談を実施している。	心身の健康課題を総合的に捉え、教職員や保護者、関係機関と連携し、課題解決に向けて効果的に支援している。	健康課題や背景にある問題の早期発見に努め、関係機関との連携におけるコーディネーター的役割を担い、適切な支援につなげている。	学校全体の健康課題を捉えて教職員の意識を高め、専門性をいかした指導・助言や支援体制の整備をしている。
	4 保健室経営 保健組織活動	保健室経営・保健組織活動の意義や、学校保健活動推進における連携・協働の重要性を理解している。	保健室経営方針を教職員や保護者に周知し、保健主事と協力しながら開かれた保健室経営をしている。	児童生徒の主体性を育む視点で保健室経営や保健組織活動の内容を工夫し、適切な指標を用いて評価・改善している。	学校保健活動と他の教育活動を有機的に連携付け、協働による健康課題の解決を目指す保健室経営を推進している。	保健室経営の視点から学校教育目標実現のための具体的な方策を提案し、保健組織活動の充実を図っている。
V のICT 活用	14 ICTの効果的な活用	ICTや情報・教育データの活用の意義を理解し、授業や校務等で必要なICTや情報・教育データに関する基本的な知識・技能を習得しようとしている。	保健教育において、ICTや情報・教育データを効果的に活用し、「個別最適化された学び」、「協働的な学び」及び「探究的な学び」の実現を図っている。 児童生徒にICTを適切に活用させ、情報活用能力及び情報モラルの育成につなげている。 校務等でICTや情報・教育データを効果的に活用し、業務の効率化を図っている。			

## 学校栄養職員・栄養教諭

領域	ステージ 項目	福島県が求める 着任時の姿	ステージ1【基礎形成期】 概ね1~5年	ステージ2【資質成長期】 概ね6~10年	ステージ3【資質充実期】 概ね11~15年	ステージ4【深化発展期】 概ね16年~
専門領域	1 栄養管理	学校給食実施基準に基づき、学校給食の栄養管理を適切に行なうことを理解している。	児童生徒の実態把握の必要性について理解し、食品構成を考慮しながら、地場産物を活用した献立を作成している。	学校給食摂取基準に基づく栄養管理に加え、郷土食、地場産物を取り入れ、各教科等の食に関する指導と関連させながら献立を作成している。	児童生徒の体格や生活活動の実態を考慮した摂取基準を作成し、地域の特性をいかした食品構成及び食育の観点等を考慮した献立を作成している。	地域の健康課題を把握し、高度な専門知識をいかして、自校のみならず地域等において指導的な役割を果たしている。
	2 衛生管理	学校給食衛生管理基準に基づき、学校給食の衛生管理を適切に行なうことを理解している。	調理場（受配校）の施設・設備、食品の取扱い、調理作業、衛生管理体制の実態把握に努め、適切な衛生管理を実施している。	調理従事者の衛生管理、関係諸帳簿の整備、施設設備の衛生等、衛生管理責任者としての業務を遂行している。	学校給食衛生管理基準についての理解を深め、実践するとともに、所属の学校や受配校の衛生体制について評価し、課題の改善に努めている。	学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理について評価と改善を行い、管理職等と連携を図りながら、事故の未然防止に努めている。
	3 給食時間、教科等	食育に関する基本的な知識を身に付け、学校給食と関連付いた食に関する指導を行なう重要性について理解している。	食に関する指導に係る全体計画に沿い、学校給食の献立や使用食品を活用しながら、各学校・学級の食に関する課題を把握し、給食の時間や授業等で指導している。	給食と各教科等との関連を考慮し、国及び県の施策等を活用しながら、児童生徒の実態に基づいた食に関する指導を実践し、評価及び改善を行っている。	食に関する課題の解決に向け、校種間の連携を図りながら、専門性をいかして指導し、組織的に取り組んでいる。	地域の食に関する健康課題を解決するために、食育の評価指標を考慮し、組織を活用した体制の確立に向け取り組んでいる。
	4 個別的な相談指導	個別的な相談指導の基礎的な知識を身に付け、児童生徒の実態把握に基づき、個別的な相談指導を行う重要性について理解している。	食に関する健康課題を有する児童生徒の実態を把握し、教職員や保護者と連携しながら専門性をいかして指導している。	個別的な相談指導に関する専門性を高め、教職員や保護者と連携し、児童生徒の実態に応じて指導している。	食に関する健康課題を有する児童生徒について、個に応じた指導計画を作成し、組織的に対応するとともに、評価、改善している。	専門的な知識を活用して、食に関する課題を総合的に捉え、保護者や校内組織と連携した個別的な相談指導体制を整備している。
V のICT 活用	14 ICTの効果的な活用	ICTや情報・教育データの活用の意義を理解し、授業や校務等で必要なICTや情報・教育データに関する基本的な知識・技能を習得しようとしている。	食に関する指導において、ICTや情報・教育データを効果的に活用し、「個別最適化された学び」、「協働的な学び」及び「探究的な学び」の実現を図っている。 児童生徒等にICTを適切に活用させ、情報活用能力及び情報モラルの育成につなげている。 校務等でICTや情報・教育データを効果的に活用し、業務の効率化を図っている。			

### 指標改訂の経緯

平成29年4月 教育公務員特例法の一部を改正する法律が施行され、校長及び教員の任命権者は関係大学等とで構成する協議会を組織し、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」（以下、「指標」という。）に関する協議を行い、指標を策定するとともに、指標を踏まえた研修計画を定めることとされた。
平成29年12月 「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」（初版）が教育委員会会議において決定した。
令和4年2月 第7次福島県総合教育計画を踏まえ、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標【第2版】」が教育委員会会議において決定した。
令和6年2月 「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」の改正を受け、一部改訂した。

### 【参考】教育公務員特例法（抜粋）

校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針（第22条の2）
文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るために、次条（第22条の3）第一項に規定する指標の策定に関する指針を定めなければならない。
校長及び教員としての資質の向上に関する指標（第22条の3）
公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参考し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標を定めるものとする。
研修等に関する記録（第22条の5）
公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、文部科学省令で定めるところにより、当該校長及び教員ごとに、研修の受講その他の当該校長及び教員の資質の向上のための取組の状況に関する記録を作成しなければならない。
資質向上に関する指導助言等（第22条の6）
公立の小学校等の校長及び教員の指導助言者は、当該校長及び教員がその職責、経験及び適性に応じた資質の向上のための取組を行うことを促進するため、当該校長及び教員からの相談に応じ、研修、認定講習等その他の資質の向上のための機会に関する情報を提供し、又は資質の向上に関する指導及び助言を行うものとする。
公立の小学校等の校長及び教員の指導助言者は、前項の規定による相談への対応、情報の提供並びに指導及び助言を行うに当たつては、当該校長及び教員に係る指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、当該校長及び教員の研修等に関する記録に係る情報を活用するものとする。